

失効届出

（自衛隊法第65条の11第1項関連）

令和 1 年 7 月 16 日

防衛大臣 殿

住 所 東京都〇〇市〇〇△-△-△
氏 名 防衛 一郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

令和 1 年 7 月 5 日付けの自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 65 条の 11 第 1 項の規定による届出に係る **約束の効力が失われました** 地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

在職中に失効届出を届け出る場合は「約束の効力が失われました」に、
離職後に失効届出を届け出る場合は「地位に就くことが見込まれない
こととなりました」に、○を記入してください。

（記載上の注意）

自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）第 65 条の 11 第 4 項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、同規則第 65 条の 13 第 2 項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。

別記様式第4の届出を行った隊員は離職するまで（管理職隊員であった者については、離職後2年間のうちに再就職するまで）、届出に係る約束が効力を失ったとき又は地位に就くことが見込まれなくなったときは遅滞なく、人事担当者へ届け出てください。※本届出は原則データで提出して下さい。

（別添）

受付年月日
R1. 7. 17

※受付年月日
届出先において、本届出を受け付けた年月日を記入して下さい。

監視室
月日